

## 情報（各国の動向）

韓国の社会保障（第4回）  
韓国の年金制度について

小島 克久\*

年金」の仕組みが一応整った。

## I はじめに

韓国は、「国民皆保険」（第2回で紹介）だけでなく、制度上「国民皆年金」も達成している。そこで今回は、韓国の年金制度について取り上げる。

## II 韓国の年金制度の沿革

韓国の公的年金制度はわが国と比べてその歴史は短い。公的年金制度として最初に創設されたのは、「公務員年金」（1960年実施）であった。その後、1963年に「軍人年金」（公務員年金から分離）、1975年に「私立学校教員年金」（現在は私立学校の職員も対象）が創設された（現在、これらは「特殊職域年金」と呼ばれる）。民間企業の被用者や自営業者などを対象とした公的年金制度は長いこと存在しなかった。韓国の経済成長、人口の都市への集中、所得格差の拡大を背景に、国民全体を対象とした年金制度の検討が行われ、1973年に「国民福祉年金法」が成立した。しかし、当時発生した石油ショック、その後の世界的な景気後退などを背景に実施は見送られた。最終的には、「国民年金法」（1986年成立、国民福祉年金法の改正の形をとる）による「国民年金」が1988年に実施された。「国民年金」は当初、従業員10人以上の民間事業所に適用され、1992年には従業員5人以上の民間事業所に、1995年には農漁村地域の住民へと適用範囲が拡大された。そして、1999年には都市地域住民にも適用された。これにより、「国民皆

## III 韓国の年金制度の概要

## 1 年金制度の種類と被保険者

韓国の年金制度として、「国民年金」と「特殊職域年金」がある。韓国国民のうち、公務員・国立学校教職員、軍人、私立学校教職員、別定郵便局員<sup>1)</sup>は、それぞれの職域の年金制度に加入する。そのほかの人々で18歳以上60歳未満の者（在韓外国人を含む。ただし、社会保障協定で韓国での年金制度加入が免除されている国の外国人などを除く）は、「国民年金」に加入する。「国民年金」の強制加入者として、「民間企業等の被用者」、「地域（自営業者）」がある。任意加入者として、ほかの公的年金加入者の配偶者（所得がない者）、収入のない学生や兵役に就いている者、国民基礎生活保障（生活保護）の受給者などがある。そして、60歳以上の者で年金受給のための被保険者期間が不足している者などは任意継続加入者として被保険者になることができる。なおこのほかに、低所得の高齢者を対象とした「基礎年金」（いわゆる敬老金のような制度）がある。

## 2 財源（保険料）

韓国の年金制度の財源は保険料である。「国民年金」の場合、被保険者の加入時の納税申告所得やその後の定期的に改訂される標準報酬月額に年金保険料率9.0%を乗じたものが年金保険料となる<sup>2)</sup>。民間企業などで雇用される者の保険料は労

\* 国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長

<sup>1)</sup> 別定郵便局とは、政府の指定を受けて、自己負担で開設する郵便局を指す。

表1 韓国の主な公的年金制度の現状

(原則として、2014年末現在)

	国民年金	公務員年金	軍人年金	私学教職員年金
根拠法 (施行)	国民年金法 (1988年)	公務員年金法 (1960年)	軍人年金法 (1963年)	私立学校教職員年金法 (1975年)
被保険者	18歳以上 60歳未満の者	国家・地方公務員	長期勤務下士官と将校	私立学校教員および 事務職員
保険料率	使用者4.5% 加入者4.5%	政府8.0% 本人8.0%	政府7.0% 本人7.0%	政府3.295% ※教員の場合 法人4.705% 職員は労使折半 本人8.0%
	2016年、地域加入者は9.0% (全額自己負担)	2016年	2014年	2016年
	標準報酬は課税所得を基準	標準報酬は課税所得を基準	標準報酬は課税所得を基準	標準報酬は課税所得を基準
加入者数	2,113万人	108.1万人	18.3万人	28万人
年金受給者数 (扶養率)	359万人 (16.9%)	39.6万人 (36.6%)	8.2万人 (44.8%)	5.3万人 (18.9%)
積立金	469.8兆ウォン	8.5兆ウォン	1.0兆ウォン	14.9兆ウォン
所管	保健福祉部	人事革新処	国防部	教育部
管理機関	国民年金公団	公務員年金公団	国防部	私立学校教職員年金公団

注：上記のほか、別定郵便局員を対象とした年金制度（加入者数3,768人、2014年度）がある。

出所：人事革新処「公務員年金制度の解説2016」の表（P22）をもとに表の組み替えを行い、保健福祉部「保健福祉白書2015」、国民年金公団、軍人年金、私立学校教職員年金のwebサイトの情報を筆者が加筆。

使折半で負担するが、地域住民（自営業者等）の場合は、全額自己負担である。ただし、農漁村民、低賃金労働者には、政府が保険料の一部を補助する。失業や出産休業、兵役従事などの場合は、年金加入資格を維持しながら、保険料支払いを免除される「例外納付制度」がある（保険料を払っていないので、将来の年金は減額される）。なお、「特殊職域年金」の保険料率、公務員は16%（2016年）、軍人は14%（2014年）であり、ともに労使折半である。私立学校教職員は16%（教員：本人8.0%、法人4.705%、政府3.295%、職員：労使折半）となっている。

### 3 年金給付

年金給付として、「国民年金」の場合、老齢年金、障害年金、遺族年金、一時金（脱退一時金、死亡一時金）がある。老齢年金の受給資格は、被保険者期間が10年以上、原則として60歳になった者である（1953年生まれの者から5年ごとに1歳ずつ引き上げ、1969年以降の生まれの者は65歳）。年金受給資格ができて、支給開始年齢を繰り返下

げることができ、その場合は年金額が上乘せされる。また、通算年金の仕組み（公的年金連携制度・国民年金と特殊職域年金加入期間が合計20年以上で老齢年金を受け取ることができる）、離婚時の年金分割（1999年実施）もある。障害年金は、被保険者が心身に障害を負った場合に、障害等級（1～4級）に基づいて支給される。遺族年金は被保険者、年金受給者が死亡したときに遺族に支給される。遺族の範囲は、配偶者、子および孫（19歳未満）、両親および祖父母（60歳以上）である。一時金である「脱退一時金」とは、年金加入期間10年未満の者が60歳に達し、死亡、国外移住したときなどの条件を満たしたときに支払われるものである。また、「死亡一時金」とは、年金加入者または加入者であった者が死亡したが、遺族年金または脱退一時金の支給対象者がいない場合に親族に支払われるものである。

「特殊職域年金」（公務員年金、軍人年金、私立学校教職員年金）の給付も同様に、退職（退役）年金、障害年金、遺族年金などがある。「特殊職域年金」の年金受給資格のための被保険者期間は最

<sup>2)</sup> 保険料率は、制度実施時（1998年）は3%であったが、1993年に6%、1998年9%に引き上げられた。なお、標準報酬月額額は2015年で27万ウォン（約2.5万円）から421万ウォン（約38.8万円）の範囲である。

表2 韓国の主な公的年金の状況

			1988年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
人口	18～59歳	(千人)	24,744	28,062	29,719	30,740	31,691	32,367
	60歳以上	(千人)	3,041	4,145	5,212	6,293	7,654	9,365
年金加入者数	総数	(千人)	5,341	8,787	17,487	18,512	20,719	22,944
	(18～59歳人口比)	(%)	21.6%	31.3%	58.8%	60.2%	65.4%	70.9%
	国民年金	(千人)	4,433	7,497	16,210	17,124	19,229	21,568
	公務員年金	(千人)	767	958	909	986	1,052	1,093
	軍人年金	(千人)	-	151	157	165	170	-
	私立学校教職員年金	(千人)	141	181	211	237	267	282
年金受給者数	総数	(千人)	19	185	837	1,956	3,245	4,404
	(60歳以上人口比)	(%)	0.6%	4.5%	16.1%	31.1%	42.4%	47.0%
	国民年金(一時金を除く)	(千人)	-	78	618	1,652	2,821	3,832
	公務員年金	(千人)	18	56	150	218	311	426
	軍人年金	(千人)	-	47	55	65	76	87
	私立学校教職員年金	(千人)	0.8	4	13	22	37	59
年金受給額 (平均・月額)	国民年金	(万ウォン)	-	10	12	16	24	31
	公務員年金(退職年金)	(万ウォン)	192	295	186	185	203	234
	軍人年金	(万ウォン)	-	150	157	215	243	273
	私立学校教職員年金	(万ウォン)	46	114	125	187	228	260
	(参考)平均賃金(月額)	(万ウォン)	-	119	156	212	253	283

老齢基礎年金・基礎年金受給者数  
2008年度：2,898千人、2010年度：3,728千人、2012年度：3,933千人、2014年度(基礎年金) 4,353千人

注：上記のほか、特定郵便局員を対象とした年金制度(加入者数3,768人、2014年度)がある。1998年は国民年金の受給者はなし。軍人年金については、1988年の加入者数と年金受給額、2015年の加入者数のデータなし。

資料：統計庁(人口)、保健福祉部「保健福祉白書2015」,「保健福祉統計年鑑」(各年版)、国民年金公団、軍人年金、公務員年金、私立学校教職員年金資料、OECDデータ(平均賃金)から作成。

低10年間(軍人年金は20年間)である。

「基礎年金」は2014年に導入されたもので、これまでの「老齢基礎年金」の給付水準が低いために、老後の所得保障として機能していなかったことが背景にある。対象者は、所得下位70%までの65歳以上の者であり、支給額は月額約20万ウォン(約1.8万円)を最大に、対象者の所得に応じて変動する。

#### Ⅳ 韓国の主な公的年金の状況

表2は、韓国の主な公的年金の状況に関する表である(加入者が著しく少ない別定郵便局員の年金を除く)。まず年金加入者数は、2015年の「国民年金」が約2,157万人、「公務員年金」が約109万人、「私立学校教職員年金」が約28万人である。こ

れらの合計である約2,294万人は、韓国の18～59歳人口の約71%に相当する。この比は<sup>3)</sup>、「国民年金」が実施された1988年は21.6%であった。その後は急激に上昇し、2000年に58.8%に達した。そして、2010年の65.4%を経て、現在に至っている。

次に年金受給者数をみると、2015年で「国民年金」が約383万人、「公務員年金」が約43万人、「軍人年金」が約9万人、「私立学校教職員年金」が約6万人である。これらの合計は約440万人となり、60歳以上人口の47.0%に相当する。この比を時系列でみると、1988年は0.6%であったが、「国民年金」の支給が開始されてから少しずつ上昇し、2000年には16.1%、2005年には31.1%に達した。2010年は42.4%となり現在に至っている。

そして年金受給額の平均(月額)をみると、2015年の場合、「国民年金」が約31万ウォン(約

<sup>3)</sup> データが利用できる年は「軍人年金」を含めて算定した数値。

2.9万円)である。一方、「公務員年金」は約234万ウォン(約21.6万円)、「軍人年金」は約273万ウォン(約25.2万円)、「私立学校教職員年金」は約260万ウォン(約24.0万円)である。これらの水準は、韓国の平均賃金(約283万ウォン(約26.1万円))に近く、「国民年金」の受給額を大きく上回っている。

なお、「基礎年金」(表中の2008年度から2013年度までは「老齢基礎年金」)の受給者数は、2008年度は約290万人であり、2010年度の約373万人、2012年度の約393万人を経て、2014年度は約435万人(平均月額約13.1万ウォン(約1.2万円))に達している。これは65歳以上の者の約67%に相当する。

#### 参考文献

- 高安雄一(2014)『韓国の社会保障：「低福祉・低負担」社会保障の分析』，学文社。
- 増田雅暢・金貞任(編著)(2015)『アジアの社会保障』，法律文化社。
- 国民年金公団webサイト，<http://www.nps.or.kr> (2016年11月25日最終確認)。
- 公務員年金公団webサイト，<http://www.geps.or.kr> (2016年11月24日最終確認)。
- 軍人年金(国防部)webサイト，<http://www.mps.mil.kr> (2016年11月22日最終確認)。
- 私立学校教職員年金公団webサイト，<http://www.tp.or.kr> (2016年11月24日最終確認)。

(こじま・かつひさ)